

廃棄物埋設施設 廃止措置実施方針

2026年9月

日本原燃株式会社

埋設事業部

目 次

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 廃止措置の対象となることが見込まれる廃棄物埋設地の附属施設及びその敷地
- 四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
- 五 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去（核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。）
- 六 廃止措置において廃棄する核燃料物質等の発生量の見込み及びその廃棄
- 七 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理
- 八 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、火災、爆発、電源喪失等があつた場合に発生することが想定される異常の種類、程度、影響等
- 九 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法
- 十 廃止措置の実施体制
- 十一 廃止措置に係る品質マネジメントシステム
- 十二 廃止措置の工程
- 十三 廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は見直しを行つた日付、変更の内容及びその理由を含む。）

一 氏名又は名称及び住所

名	称	日本原燃株式会社
住	所	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4 番地 108

二 事業所の名称及び所在地

名	称	濃縮・埋設事業所
所	在 地	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸

三 廃止措置の対象となることが見込まれる廃棄物埋設地の附属施設及びその敷地

1. 廃止措置の対象となることが見込まれる廃棄物埋設地の附属施設

廃止措置の対象となることが見込まれる廃棄物埋設地の附属施設（以下「廃止措置対象施設」という。）は、廃棄物埋設事業許可又は廃棄物埋設事業変更許可を受けた廃棄物埋設施設（1号廃棄物埋設地、2号廃棄物埋設地、3号廃棄物埋設地及び廃棄物埋設地の附属施設）である。

廃止措置対象施設を表 3-1 に示す。

具体的な廃止措置対象施設の範囲は、廃止措置計画認可申請書において明確にし、認可を受けるものとする。

なお、廃棄物埋設地の附属施設は六ヶ所ウラン濃縮工場加工施設と一部の施設を共用しており、どの事業の廃止措置のなかで、当該施設を廃止するかは、廃止措置計画認可申請書において明確にする。

2. 敷地

廃止措置対象施設の敷地は、青森県上北郡六ヶ所村大石平に位置し、標高 30m～60m の丘陵地帯にあり、事業所南側は尾駸沼に面している。敷地は、面積約 340 万 m²、東西に長い形状である。

図 3-1 に濃縮・埋設事業所の敷地図を示す。

3. 廃止措置対象施設の状況

(1) 廃止措置対象施設の概要

全国の原子力発電所から運転や点検作業などに伴って発生した放射能レベルの低い、低レベル放射性廃棄物を埋設・管理する施設である。

1号廃棄物埋設地は、原子力発電所で発生する濃縮廃液等の放射性廃棄物を容器に固型化したもの及び原子力発電所で発生する金属類等の放射性廃棄物を容器に収納し固型化したものを埋設する施設であり、その数量は最大 40,960m³(200L ドラム缶 204,800 本相当)である。

2号廃棄物埋設地は、原子力発電所で発生する金属類等の放射性廃棄物を容器に収納し固型化したものを埋設する施設であり、その数量は最大 41,472m³(200L ドラム缶 207,360 本相当)である。

3号廃棄物埋設地は、原子力発電所で発生する金属類等の放射性廃棄物を容器に収納し固型化したものを埋設する施設であり、その数量は最大 42,240m³(200L ドラム缶

211,200 本相当)である。

廃棄物埋設地の附属施設は、放射性廃棄物の受入れ施設等の主要な附属施設を収納する低レベル廃棄物管理建屋、1号廃棄物埋設地に設置する1号埋設クレーン、2号廃棄物埋設地に設置する2号埋設クレーン及び3号廃棄物埋設地に設置する3号埋設クレーンである。

(2) 事業の許可等の変更の経緯

1号廃棄物埋設施設は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、1990年11月15日に廃棄物埋設の事業許可を受け、1992年12月8日に操業を開始した。また、2号廃棄物埋設施設は、1998年10月8日に廃棄物埋設の事業変更許可を受け、2000年10月10日に操業を開始した。3号廃棄物埋設施設は、2021年7月21日に廃棄物埋設の事業変更許可を受け、2025年3月6日に操業を開始した。

公表時点での廃棄物埋設の事業許可及び事業変更許可の経緯を表3-2に示す。

表 3-1 廃止措置対象施設

施設区分	設備等の区分
1号廃棄物埋設地	埋設設備
	覆土
2号廃棄物埋設地	埋設設備
	覆土
3号廃棄物埋設地	埋設設備
	覆土
廃棄物埋設地の附属施設	低レベル廃棄物管理建屋
	放射性廃棄物の受入施設
	放射線管理施設※
	監視測定設備※
	廃棄施設
	通信連絡設備等※
	埋設設備の排水・監視設備

※ 他の事業と一部を共用

表 3-2 公表時点での廃棄物埋設の事業許可及び事業変更許可の経緯

許可年月日	許可番号	主な内容
1990年11月15日	2安第423号	1号廃棄物埋設施設の新設
1998年10月8日	10安(廃規)第49号	2号廃棄物埋設施設の増設及び1号廃棄物埋設施設の変更
2021年7月21日	原規規発第2107212号	3号廃棄物埋設施設の増設及び1号廃棄物埋設施設、2号廃棄物埋設施設の変更

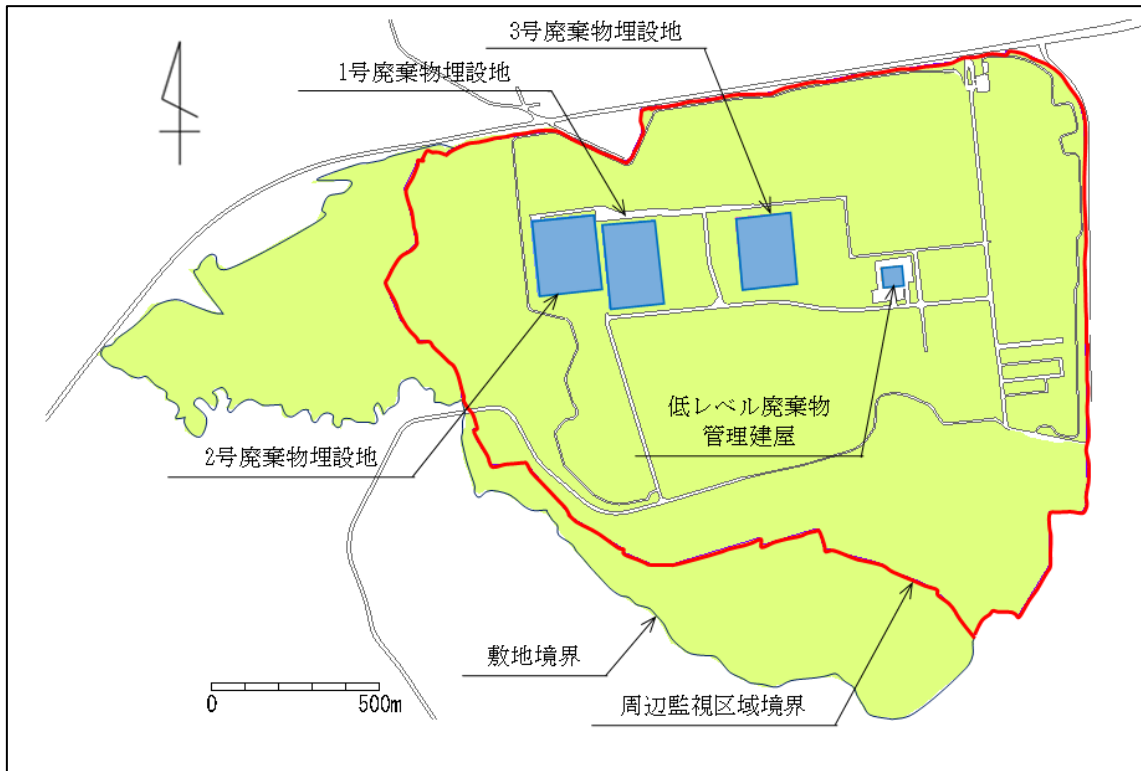


図 3-1 濃縮・埋設事業所の敷地図

四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

1. 解体の対象となる施設

解体の対象となる施設は、表 3-1 に示す「廃止措置対象施設」のすべてとする予定であるが、1号廃棄物埋設地、2号廃棄物埋設地及び3号廃棄物埋設地は、放射性廃棄物の最終的な処分地であるため、解体によらず廃止措置を終了する。

また、廃棄物埋設地の附属施設は、廃棄物埋設地の管理期間中における適切な段階で順次解体し、廃止措置開始前までに撤去する予定であるため、解体の対象となる施設の残存は見込んでいない。

2. 解体の方法

廃止措置の実施に当たって、施設の解体は見込んでいない。

五 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去（核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。）

1. 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法

廃止措置開始時において施設に残存する核燃料物質等は想定されないため、核燃料物質等による汚染は見込んでいない。

2. 除染の方法

廃止措置開始時において施設に残存する核燃料物質等は想定されないため、核燃料物質による汚染は見込んでいない。

六 廃止措置において廃棄する核燃料物質等の発生量の見込み及びその廃棄

1. 放射性気体廃棄物の廃棄

廃止措置期間中において発生する放射性気体廃棄物は見込んでいない。

2. 放射性液体廃棄物の廃棄

廃止措置期間中において発生する放射性液体廃棄物は見込んでいない。

3. 放射性固体廃棄物の廃棄

廃止措置開始時において保管している放射性固体廃棄物及び廃止措置に伴い発生する放射性固体廃棄物は見込んでいない。

七 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理

1. 廃止措置期間中の放射線管理

廃止措置期間中において放射線管理が必要となる作業は見込んでいない。

2. 廃止措置期間中の平常時における周辺公衆の線量の評価

廃止措置期間中において放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の環境への放出、並びに放射性固体廃棄物の保管は見込んでいない。

八 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、火災、爆発、電源喪失等があつた場合に発生することが想定される異常の種類、程度、影響等

廃止措置開始時において保管している放射性固体廃棄物及び廃止措置に伴い発生する放射性固体廃棄物は想定されないため、廃止措置の工事上の過失等があった場合に発生する事故は見込んでいない。

九 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法

1. 廃止措置に要する費用の見積り

廃止措置開始時において廃棄物埋設地の附属施設の残存は想定されないため、廃止措置に要する費用は見込んでいない。

2. 資金の調達の方法

廃止措置開始時において廃棄物埋設地の附属施設の残存は想定されないため、資金の調達は見込んでいない。

十 廃止措置の実施体制

1. 廃止措置の実施体制

廃止措置対象施設の廃止措置が具体化した時点で、関係法令等に基づき、予め保安規定において廃止措置の実施に係る保安管理体制等を定め、廃止措置における保安の監督を行う者の任命に関する事項及びその職務を明確にし、その者に各職位の業務を総括的に監督させる。

2. 廃止措置を適切に実施するために必要な情報の保持

当社は、1990年11月15日に事業許可を受け、1992年12月8日に1号廃棄物埋設施設、2000年10月10日に2号廃棄物埋設施設、2025年3月6日に3号廃棄物埋設施設の操業を開始しており、操業・保守を継続することにより、多くの保守管理、放射線管理等の経験、実績を有することとなる。

廃止措置の実施に当たる組織は、これらの経験を有する者等で構成し、それまでの操業・保守における経験を活かすことにより、廃止措置を安全に実施する予定である。

3. 技術者の確保

今後、廃止措置を適切に実施し、安全の確保を図るために必要な技術者及び有資格者を確保していく予定である。

4. 知識及び技術の維持向上

廃止措置に係る業務に従事する技術者に対しては、廃止措置を行うために必要となる専門知識、技術及び技能を維持、向上させるため、保安規定に基づき、教育及び訓練の実施計画を立て、それに従って教育及び訓練を実施する予定である。

十一 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

廃止措置対象施設の廃止措置が具体化した時点で、関係法令等に基づき、予め保安規定において社長をトップマネジメントとした廃止措置に係る品質マネジメントシステム計画を定める。

廃止措置に係る品質マネジメントシステム計画では、保安規定及びその関連文書により、廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、これらを効果的に運用することにより、原子力安全の達成・維持・向上を図る方針とする。

十二 廃止措置の工程

廃止措置対象施設の廃止措置が具体化した時点で、廃止措置の工程を策定する予定である。

十三 廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は見直しを行った日付、変更の内容及びその理由を含む。）

廃棄物埋設施設に関する廃止措置実施方針の変更の記録を表 13-1 に示す。

表 13-1 廃止措置実施方針の変更の記録

番号	年月日	変更内容	理由
0	2018 年 12 月 25 日	新規作成	—
1	2020 年 4 月 17 日	廃止措置実施方針に定める項目名称等の変更	第二種廃棄物埋設規則の改正施行に伴う変更
2	2021 年 9 月 17 日	3 号廃棄物埋設施設に関する名称等の追加	3 号廃棄物埋設施設の増設及び 1 号廃棄物埋設施設、2 号廃棄物埋設施設の変更に伴う変更
3	2026 年 9 月 16 日	情報の最新化等の記載の適正化を実施	第二種廃棄物埋設規則に基づく、5 年毎の見直しに伴う変更

以 上